

秋田県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	十二所花輪大湯線	大館市猿間字大西162番地先から大館市十二所字窄合61番地先まで	5.6～135.0	7.561

2 供用開始の期日 平成30年3月30日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年3月30日（金）から同年4月12日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）